

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和気町長 太田 啓補

市町村名 (市町村コード)	和気町 (333468)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐伯地域 (津瀬、米沢、佐伯、父井原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者不在の農地面積が増えてきており、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・担い手が利用する農地の集積・集約化が必要。
- ・地域の活性化を図るため新たな作物等の導入を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在営農している農業者が継続して農業を行える体制を整備する。
- ・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で支援する仕組みの整備を進める。
- ・加工・業務用野菜の生産に向けた水田の畑地化及び団地化を検討する。
- ・主に水稻を中心に栽培し、適地では野菜、果樹等も作付けする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付ける面積を増やし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、普及センター、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は、事業者等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策として、地域ぐるみで防護柵の設置や鳥獣の捕獲に引き続き取り組んでいく。
 ⑦農地の荒廃化を防ぐため、地域で協力し保全・管理に努める。